

消費生活相談員決まる

消費生活相談員制度は、地域における消費者の相談窓口として、消費生活に関する相談や苦情に際したり、意見や要望などをきめ細かく消費者行政に反映させ、消費生活の安定と向上を見直すために設けたものです。

消費者の皆さんは、地元のみならず、市の相談員に消費生活に関する苦情など気がついたことを、遠慮なく相談してください。

昭和54年度 山梨県消費生活相談員

氏名	年齢	住所	電話
城之内 輝代	49	都留市 つる3-4-25	3-4768
田中美和子	48	" つる3-9-7	3-4765
渡辺 泰子	43	" 大幡1492	3-2386
関戸 孝子	57	" 十日市場1019	3-3527
長田 清子	53	" 四日市場1005	3-6263
重森 葉子	52	" 小野819	3-3976

なお、市役所産業課商工労働係でも相談業務を行っております。相談員の方々は別表のとおりです。



都留市消費生活相談員 消費生活苦情相談員

- 藤江恵美子 田原一 一三三二一
- 二 三二七〇一
- 相川竹子 下谷三 一三三十一
- 三 二四七八、小俣秀子 中央一
- 一七 一七三 三 一六九四九、小野
- 田清子 上谷一 一三一九 三 一四
- 一七九、渡辺久子 中央二 一四一

- 十 三 一六八一二、重森葉子
- 上小野九一九 三 一三九七六、小
- 俣房枝 上小野七七八 三 一七五
- 〇三、小池まさ子 法能四 一 一
- 三 三 一三八八六、平井礼子 夏
- 狩二 〇五五 三 一五七四二、渡辺
- 久江 十日市場一五三 一 二 三
- 一五七一五、秦雅子 境六 〇 一
- 小沼二五八二、飯島睦世 鹿留二
- 一八四 三 一六九九二、天野千代
- 子 大幡一九〇六 三 一五三三五
- 久保田美保子 中津森八六一 三
- 一 一六七六、長田弘子 金井二 二
- 六 三 一五九二八、板倉トヨ 古
- 川渡五五七 三 一〇三九七、板倉
- すま子 小形山二七一八 三 一八
- 三 〇五、渡辺敏恵 川茂一八一
- 三 一四七六三、清水あや子 朝日
- 馬場四二五 八 一 二 〇 一 〇、藤井
- すみ子 朝日馬場二七七 八 一 二
- 三 〇三

水田利用再編対策

(転作)の現地確認

水田利用再編対策(転作)は目標面積達成に皆様の協力をいただいており感謝申し上げます。つきましては6月下旬から7月

昭和 年度 (転作)
水田利用再編対策確認票

地番	大字	番
水田面積	m ²	
耕作者	住所	氏名
作物名		

この目録は、確認終了までとらないで下さい

都 留 市

水田病害虫一斉防除

昭和四十四年から稲作経営の安定をはかるため、ヘリコプターによる水田農薬空中散布事業を毎年実施してきましたが、近年の稲作の変化や諸般の事情により、今年度は中止することになりました。ついでにはヘリコプターによる水田農薬空中散布事業にかわる事業として、つきによって地上一斉共同防除を実施しますのでご協力をお願いいたします。

一、実施期間 六月二日(二十

二、対象病害虫および使用薬剤

イネドロオイムシ、サンサイド

粒剤を十アールあたり三キロ使用

三、実施方法 各農協に用意してある散粒機を使用して実施

四、その他 実施にあたっては農薬の使用法を守り、危害のないように注意してください。

初旬にかけて、国、県、農協、土地改良区などの協力を得て現地確認を行ないます。

なお、この現地確認を円滑にするため、転作農家には転作確認板(写真)を送付しますので転作田に立てていただくようお願いいたします。

また、この確認板は確認終了後持ち返りますので確認するまで風などで飛ばされないよう管理してください。

農薬を正しく安全に使いましょ

今月は農薬危害防止月間です。この期間に限らず農薬を正しく安全に使いましょ。

◎散布前には

○農薬のラベル(注意書き)をよく読みよく確かめて。

○服装を完全に(長ソデ、農薬散布用マスク、ゴム手袋メガネをつけましょ)。

○養蚕、養魚、人家などに影響がないかよく確かめて。

○散布機具は具合が良いかよく点検して。

◎散布中には

○薬剤を浴びたり、吸いこまないよう。

○二時間以上や連日の散布をしないよう。

◎散布後は

○顔、手、足などを石ケンでよく洗う。

○飲酒、夜ふかしはやめ、ゆっくり休む。

○農薬の空ビン空袋はほ場に放置しない。

○残った農薬は盗難にあたり、幼児がいたずらしないよう責任ある管理をする。

特に最近では農家に限らず、一般家庭でも使用する機会が多いため少量だからと油断することなく細心の注意を払ってください。